

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>1. 公共アプリケーション利活用促進税制を拡充し、適用期限を延長する。</p> <p>2. 拡充については、以下のとおり。</p> <p>(1) 対象事業者 資本金又は出資金の額を1億円以下とする要件を撤廃する。</p> <p>(2) 対象設備の設置場所 対象設備の設置場所に係る要件を次のとおり緩和する。 公共アプリケーションの提供先に条件不利地域(①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄(離島に限る。))の学校・病院等が含まれることを前提として、条件不利地域及び学校・病院等以外に設置された設備も対象とする。</p>
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 「光の道」推進税制(公共アプリケーション利活用促進税制)の創設
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p> <p>このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、住民生活に密着した医療及び教育分野の公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するとともに、サービス提供事業者の設備投資の促進等を通じて雇用機会の拡大や地域のICT産業等地域経済の活性化を図るための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)抄 II. 2. 地域の絆の再生</p> <p><u>2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現する。</u></p> <p>[新たな情報通信技術戦略 工程表(平成22年6月22日)]</p> <p>2. (4). i) 地域の活性化 「光の道」構想の推進 総務省：<u>2010年内に具体策を確定し、2011年度に向けて所要の法案等を提出</u></p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)抄 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 <u>成長を支えるプラットフォーム</u> (5)科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～ (情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤) 情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」</p>

			<p>へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、<u>新たなイノベーションを生み出す基盤となる。</u></p> <p><21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト> <u>成長を支えるプラットフォーム</u> V 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト 16. 情報通信技術の利活用の促進 (前略) 「光の道」構想 (2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用) の実現を目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。</p> <p>○日本再生戦略 (平成 24 年 7 月 31 日閣議決定) IV. 2. (1) ① [科学技術イノベーション・情報通信戦略] (重点施策: 情報通信技術の徹底的活用と強固な情報通信基盤の確立) (前略) 情報通信技術利活用のための規制・制度改革の着実な実施等を通じ、「光の道」構想 (2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用) の実現を図る。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画 (平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>超高速ブロードバンド利用率 (全体世帯数に占める光ファイバサービスの加入契約数) は、平成 23 年度末現在で 45% となっており、「光の道」構想の実現に向けて、今後更なる利用率の向上が必要。 これを踏まえ、平成 25 年度からの 3 ヶ年度で利用率を 100% とするため、本措置の適用期間中 (2 年間) に超高速ブロードバンド利用率 86% を達成する。 この利用率を達成するためには、①事業者間の競争促進による料金の低廉化等、②過疎地域など未整備地域における光ファイバー等の整備の推進を行っていくほか、ブロードバンドへの関心が比較的低い者への対策として、③税制措置により公共アプリケーションの導入を支援し、利活用を促進させることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>超高速ブロードバンド利用率 (本税制措置の効果の寄与度は、以下に示す算定根拠により、年間あたり 0.9% の向上を見込む。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、民間企業等に投資インセンティブを付与することにより超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するもの。 これにより、学校や病院等において住民向けの公共アプリケーションの導入が促進されることで、生徒や患者による利用を通じた超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。 本措置により、適用見込施設の利用者数から加入率向上分を 48 万人 (世帯) と推計。年間あたり超高速ブロードバンド利用率 0.9% の向上を見込む。[*] なお、超高速ブロードバンド利用率の向上に当たっては、本措置を含め、「光の道」構想の実現に向けた各種施策を一体的に展開することにより、現在 45% の利用率を、本措置の適用期間中 (2 年間) に 86% まで引き上げ、2015 年まで同様のペースで利用率を向上させることにより、利用率 100% を達成するもの。</p>

			<p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省及び厚生労働省の調査により、1施設あたりの年間利用者数を推計。 教育分野・・・351人/施設 医療分野・・・3,605人/施設 ・上記の1施設あたりの利用者数から、税制措置適用見込施設（1,784施設（教育分野：1,096施設、医療分野：688施設））の利用者数は、合計約290万人/年と見込む。 ・平成24年3月末の超高速ブロードバンドの利用率は45%であるため、$290 \text{ 万人} \times 0.55 = 160 \text{ 万人}$が潜在的な加入見込者であるところ、公共アプリケーションの利用を契機としてこのうち約3割が超高速ブロードバンドに加入するものと予測し、$160 \text{ 万人} \times 0.3 = 48 \text{ 万人}$（世帯）（利用率0.9%相当）を算出。
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度 0件（所期の想定：2,856件） 平成24年度 0件（所期の想定：2,856件）（平成24年7月31日現在） 平成25年度 1,784件 平成26年度 1,784件</p> <p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省及び厚生労働省の調査により、今後超高速ブロードバンドを利用した公共アプリケーションを導入する施設数を推計。 教育分野・・・10,962施設 医療分野・・・6,873施設 ・上記の施設のうち、ASP事業者が整備する割合（3割）を考慮して対象となる施設数は5,351施設と見込む。 ・2015年までの3年間で導入が見込まれることから、年間あたりの適用件数を1,784件と算出。 <p>現行税制措置は、事前評価後の制度設計を行う過程で、対象設備の設置形態、対象事業者の資本金等の規模について制約を課す内容としたが、一定程度の適用件数を見込み、「光の道」構想を実現するにあたって効果的な取組であると想定していた。</p> <p>適用実績がない理由としては、対象設備の設置場所をサービス提供先である病院・学校等に限定したが、昨年3月の東日本大震災以降、BCP等の観点から、クラウドサービスの需要が高まり、対象設備が病院・学校等以外の施設に設置される傾向にあるというミスマッチに一因があると考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の影響で、中小企業において設備投資が落ち込んだことも原因の一つとして考えられる。</p>
		② 減収額	<p>平成23年度 0百万円 平成24年度 0百万円（平成24年7月31日現在） 平成25年度 706百万円 平成26年度 706百万円</p> <p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバーを除く設備投資額・・・16,763百万円 公共アプリケーションの導入事例等を考慮して一施設当たりの設備投資額を9百万円と見込む ・光ファイバーの設備投資額・・・19百万円 公共アプリケーションの導入事例等を考慮して一施設当たりの引き込み線単価を約1万円と見込む ・総投資見込額（16,782百万円）から減収額を算出（総投資見込額に特別償却率15%及び法人税率（復興法人税率を含む。）28.05%を乗じて算出。）。

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置は、住民生活に密着した医療及び教育分野の公共アプリケーションの導入について民間企業等にインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利活用を促進するもの。</p> <p>「光の道」構想の実現については、本措置により公共アプリケーションの導入・利用を促進させ、本措置を契機とした民間事業者による取組を加速・持続させるとともに、あわせて「光の道」構想の実現に向けた各種施策を一体的に展開することにより達成する。</p> <p>これまで利用実績がないため、現時点で効果・達成目標の実現状況を計ることができないが、本税制が適用されることで、学校や病院等において住民向けの公共アプリケーションの導入が促進され、生徒や患者による利用を通じた超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>平成 25 年度からの 3 ヶ年度で超高速ブロードバンド利用率 100%とするため、対象事業者に係る資本金等の要件の撤廃等した本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、本措置の適用期間中（2 年間）に超高速ブロードバンド利用率 86%（本措置の直接的な効果は、2 年間で 1.8%増）を達成する。</p> <p>平成 23 年度末の利用率は 45%であり、平成 22 年度及び平成 23 年度における対前年度増加率は、それぞれ 4.7%、4.3%とほぼ同様に推移しているが、前述の理由のとおり、公共アプリケーション利活用促進税制の利用実績がないため当初予定していた目標達成（平成 24 年度末の超高速ブロードバンド利用率 60%）が遅れているところ。そのため、2015 年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とする「光の道」構想の実現を達成するには、公共アプリケーション利活用促進税制の拡充による利用率の更なる向上が必要不可欠である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率は平成 23 年度末現在で 45%にとどまっているところ、本措置のように民間企業等の投資を加速するインセンティブがなければ、利用率の大幅な向上は見込めず、平成 25 年度からの 3 ヶ年度での超高速ブロードバンド利用率 100%の達成は困難となる。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置を講じることにより、地域における拠点施設である学校や病院等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、ひいては、生徒や患者等による超高速ブロードバンド利用率の向上が期待され、さらには、ICT サービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。</p> <p>本減収額（706 百万円）に対して、本措置による加入率向上分の 48 万人（世帯）が仮に、ADSL 等の超高速でないブロードバンドを利用していると想定すると、超高速ブロードバンドに加入した際の利用料の差額（月額 1,860 円）から、107 億円/年の経済効果が見込まれる。</p> <p>なお、「光の道」構想の実現により見込まれる経済効果は、73 兆円（2011 年度から 2020 年度までの 10 ヶ年度の経済効果の累積）と試算※されており、本措置（2 年間）による減収額以上の効果が見込まれる。</p>
--	--	-----------------------	---

			<p>※前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年度時点で全ての世帯が超高速ブロードバンドサービスに加入 ・2011年度から2020年度までの10ヶ年度分の経済効果の累積値 ・インフラ投資、既存市場の拡大、新市場の創出、他産業への波及効果の合計 <p>現行税制措置は、事前評価後の制度設計を行う過程で、対象設備の設置形態、対象事業者の資本金等の規模について制約を課す内容としたが、一定程度の適用件数を見込み、「光の道」構想を実現するにあたって効果的な取組であると想定していた。</p> <p>適用実績がない理由としては、対象設備の設置場所をサービス提供先である病院・学校等に限定したが、昨年3月の東日本大震災以降、BCP等の観点から、クラウドサービスの需要が高まり、対象設備が病院・学校等以外の施設に設置される傾向にあるというミスマッチに一因があると考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の影響で、中小企業において設備投資が落ち込んだことも原因の一つとして考えられる。</p> <p>その結果、当初予定した目標達成が遅れているため、公共アプリケーション利活用促進税制の拡充による利用率の更なる向上が必要不可欠である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現状（平成24年3月末現在）では、超高速ブロードバンドの利用率は45%にとどまっており、更なる利用率の向上を図るため、当該税制優遇措置により、民間企業による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じることが必要不可欠。</p> <p>しかしながら、平成20年後半以降の景気急落の影響によって企業収益が大幅に悪化したことで、中小企業の設備投資は急減している。また、公共アプリケーションの提供形態の多くがクラウドサービスによって行われている。さらに、事業者へのヒアリング等によると、対象設備の設置場所は、学校・病院以外に設置されることが多いことから、これらを踏まえた要件の見直しを行うことが必要である。</p> <p>利用率の向上には、予算措置、税制措置のみならず、競争政策の一層の推進等あらゆる政策手段を動員することが必要であり、民間事業者等による投資のインセンティブを確保する意味でも、予算措置等とともに当該税制優遇措置による支援を行うことが妥当と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「光の道」構想の推進に関しては、上述のとおり、平成25年度予算要求において、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する情報通信利用環境整備推進交付金を引き続き要求している。</p> <p>本税制優遇措置は、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、予算措置とは対象が異なる民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置により、地域における拠点施設である病院及び学校等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、「光の道」構想の実現が加速化することによって、住民生活に密着した医療及び教育の飛躍的な向上、設備投資の促進等を通じて雇用機会の拡大やICT産業等地域経済の活性化が期待される。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。 延長:2年間 特別償却率: 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近12年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、雇用の増大を図ることを目標とする。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第 30 条</p> <p>「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号、第 45 条第 1 項の表の第 1 号、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p> <p>「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p> <p>「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」することが定められている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け		<p>【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及び測定指標		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>

8	有効性等	① 適用数等						
			適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)		
			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター
			H21	42	2	0	1,836	34
H22	63	3	0	5,112	26	0		
H23	47	0	0	1,022	0	0		
H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—		
H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—		
H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—		
			<p>※ソフトウェア業はH21まで。H22よりコールセンター。 ※H24(見込み)についてはH21~23の3年平均で算出。 H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。 H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>					
② 減収額			平成21年度	5.6億円				
			平成22年度	15.4億円				
			平成23年度	3.1億円				
			平成24年度(見込み)	6.8億円				
			平成25年度(見込み)	7.5億円				
			平成26年度(見込み)	5.7億円				
③ 効果・達成目標の実現状況			<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~H23) 本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。 これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 また、本特例措置の延長により、平成26年度までの雇用増加人員は3,186人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待される場所である。 ※H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。 H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21~H23) 直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域</p>					

			<p>の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>所期の目標であった「過疎地域の人口を 2015 年の将来推計人口以上にする事」について、平成 22 年度の租税特別措置等に係る政策の事前評価書における指摘を踏まえ、「過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る」という達成目標に変更した。実際、過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。また、測定指標についても、本特例措置による直接的な効果を確認できる指標とするため、今回、「過疎地域の人口」から「工場立地件数」と「雇用増加人員」に変更することにした。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を 2015 年の将来推計人口以上にする事」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成 21 年度 5.6 億円、平成 22 年度 15.4 億円、平成 23 年度 3.1 億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成 21 年度 1,340 人、平成 22 年度 1,588 人、平成 23 年度 1,660 人となっており、税収減を是認するような効果があると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、過疎地域における減免措置による多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第 30 条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月

減収額積算根拠

(平成21年度)	561百万円
(平成22年度)	1,541百万円
(平成23年度)	307百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額

$$\begin{array}{r} 1,869,658 \\ \text{(特別償却実績額)} \end{array} \times \begin{array}{r} 0.300 \\ \text{(法人税率)} \end{array} = 560,897 \quad \text{(千円)}$$

・平成22年度減収額

$$\begin{array}{r} 5,138,310 \\ \text{(特別償却実績額)} \end{array} \times \begin{array}{r} 0.300 \\ \text{(法人税率)} \end{array} = 1,541,493 \quad \text{(千円)}$$

・平成23年度減収額

$$\begin{array}{r} 1,022,398 \\ \text{(特別償却実績額)} \end{array} \times \begin{array}{r} 0.300 \\ \text{(法人税率)} \end{array} = 306,719 \quad \text{(千円)}$$

減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)	683百万円
(平成25年度見込み)	751百万円
(平成26年度見込み)	565百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度～23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	478	2,215,006

・平成24年度減収見込額

$$2,676,789 \times 0.255 = 682,581 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成25年度減収見込額

$$2,945,832 \times 0.255 = 751,187 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成26年度減収見込額

$$2,215,006 \times 0.255 = 564,827 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の創設 (国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者が、多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に定める東京圏(以下「東京圏」という。)を除く地域内のデータセンターに設置するサーバー等の電気通信設備について、特別償却の措置を適用する。</p> <p>(1)対象者 電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。)</p> <p>(2)対象設備 電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画(認定計画)に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置(②～④は、①と同一の計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。)</p> <p>(3)措置内容 取得価額の30%の特別償却</p>
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・データ通信課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に対し、税制の特例措置を適用することにより、国内データセンターの地域分散を促進し、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) ○環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 <u>データセンターの分散化</u>や稼働の効率化を通じて省エネ・節電を進めるためのクラウド技術の開発・導入等。</p> <p>■ICT地域活性化懇談会 提言(平成23年7月12日) ○防災・減災や災害時の対応を念頭に置いたICT利活用基盤の整備 ネットワークの冗長性を確保する観点からは、IX(Internet eXchange)機能や<u>データセンターの地域分散化</u>を始めとして、衛星インターネットと固定・移動通信ネットワークを組み合わせた網構築、通信途絶時のメッシュ型無線LAN(Local Area Network)網による応急復旧等を推進すべきである。このような取組を通じ、災害時等において、必要な人に必要な情報を届けることが可能な運営体制の整備を進めていくべきである。</p>

		<p>■大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 最終とりまとめ(平成 23 年 12 月 27 日)</p> <p>○インターネットのネットワーク構築の在り方 回線容量等の増強については通信事業者における取組が進められているところであるが、<u>首都圏に集中したインターネットの相互接続ポイントやデータセンタの地域分散化などの取組も併せて行うことは、ISP にとっては設備投資や事業運営に必要な資金の確保等が困難になることが考えられる。</u>関係事業者における検討・取組を基本として、それらの状況を注視しつつも、現下のインターネットをめぐる環境変化や ISP の置かれている状況等も踏まえながら、国において所要の方策や支援策を検討することが必要である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画（平成 24 年総務省訓令第 17 号）】</p> <p>V. 情報通信（ICT 政策）</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 32（2020）年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約 63%から約 50%まで下げることが目標とし、本措置の適用期間中に東京圏に立地する割合を約 60%まで下げることが目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地する割合（サーバールーム床面積）</p> <p>なお、国内データセンターの約 63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想される中、本税制優遇措置は、東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に適用し、国内データセンターの地域分散化を促進するものであり、本税制優遇措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターの地域分散により、我が国における情報通信基盤の耐災害性強化及び地域経済の活性化に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 約 200 者 平成 26 年度 約 200 者</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧 2012 年版」（富士キメラ総研）に掲載のデータセンター事業者は 329 者。このうち、登録・届出をしている電気通信事業者は 282 者（約 86%）。また、事業者に対するアンケートの結果によると、約 70%が本措置の適用を受ける見込み。（282 者×70%=197 者）</p>

	② 減収額	<p>平成 25 年度 12,172 百万円 平成 26 年度 12,546 百万円</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧 2012 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の設備投資見込額を基に、本措置による投資促進効果を加味して算出(平成 25 年度は設備投資見込額 144,645 百万円に特別償却率 30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。また、平成 26 年度は設備投資見込額 149,087 百万円に特別償却率 30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図るために、本措置により、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与し、国内データセンターの地域分散化を促進する。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>国内データセンターの約 63%が東京圏に集中し、今後もその傾向が変わらなるとされている現状から、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与する本措置により、国内データセンターの地域分散化を促進し、東京圏に立地する割合を約 60%まで低下させる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>東日本大震災以降、情報システムの安全性を確保する観点からデータセンターの需要はますます高まっている一方で、国内データセンターの約 63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想されている。こうした状況のまま、関東で大規模災害が発生した場合には、社会経済の中核機能がまひする恐れがある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>首都直下地震等に備え、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されるほか、ICT 利活用の重要な拠点であるデータセンターが地方に分散されることにより、行政、医療、教育、産業等のあらゆる分野において効率性の向上や蓄積された情報に高付加価値をつけることによる新たな産業の創出につながる事が当該地域において期待される。本措置による投資促進効果により、データセンター市場(約 14,000 億円)が 2,800 億円程度拡大すると想定。これにより、120 億円程度(減収見込額と同等)の法人税収増が見込まれる。</p> <p>また、一部の事業者で、電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、産業の空洞化を避けることによる経済効果も期待される。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>アジアの中でデータセンター誘致に積極的であると言われるシンガポールの法人税率が17%であるのに対し、我が国では法定実効税率が40%弱（復興法人税率10%を含む。）と高くなっており、データセンターの海外流出を防ぎ、国内への投資を促進させるためには税負担の軽減が必要となる。</p> <p>また、本措置の対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することが可能であり、税制の特別措置として妥当である。</p> <p>なお、限られた事業者を対象とした補助金等の予算措置では、東京圏以外に設備投資を誘導するには不十分である。また、規制により地方立地の義務付け等を行うことは、国内データセンターの国際競争力を低下させ、更なる海外流出を招く恐れが高いことから適切ではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところ。それ以外では特段、制度改善等の要請はなく、本措置によりインセンティブを付与することによって、積極的な誘致策を行う自治体と一体となって事業者の地方への設備投資を後押ししていくこととしている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>多くの自治体がデータセンターの誘致活動を実施しているように、地方においてデータセンターの新規立地及び既存の地方型データセンターの利活用が促進されることは、当該地域において、関連産業の創出、関連産業も含む雇用創出及び将来的な固定資産税の増収等につながるため、データセンターの地域分散は自治体にとってもメリットが期待される。</p> <p>また、地方に立地する場合には、広大な土地にコンテナ型データセンターを並べた拡張可能な運用形態や、冷涼な気候又は再生可能エネルギーを活用した環境配慮型のデータセンターなど、東京圏では実現できない地域の有効な資源を活用したデータセンターを構築することが可能となり、地域の活性化にも貢献することができる。</p> <p>さらに、当該地域が進めるICTを活用した新たな街づくりの中で、データセンターを拠点としてクラウドコンピューティング等の導入を促進することにより、データの分散管理や社会インフラの高度化を図ることができ、災害にも強い街づくりを実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分） （国税5：所得税：外 法人税：義） （地方税7：個人住民税：外）	
2	要望の内容	非居住者及び外国法人（以下「海外投資家」という。）が受領する地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）が発行する債券（地方公営企業等金融機構が発行した債券及び公営企業金融公庫が発行し機構が承継した債券を含む。以下同じ。）のうち「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債（以下「振替機構債」という。）の利子及び償還差益（以下「利子等」という。）に係る非課税制度の期限（平成25年3月31日）を撤廃し、恒久的な制度とするもの。	
3	担当部局	総務省自治財政局地方債課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度税制改正において、他の社債等と併せ、3年間の時限的措置として導入。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、多様で厚みのある投資家層を形成することで、機構の資金調達の変な円滑化を図ることにより、地方公共団体に対するより低利での融資を可能とし、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○地方公共団体金融機構法（平成十九年五月法律第六十四号） 第一条 地方公共団体金融機構は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 II. 地方行財政 3. 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、機構の資金調達の変なる円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 海外投資家が保有する振替機構債の銘柄数、金額及び振替機構債全体に占める比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 海外投資家による振替機構債への投資が一層促進されることにより、投資家層の厚みが増し、機構の資金調達が一層円滑化する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	非課税措置の適用を受ける振替機構債の銘柄数及び残高 平成 24 年 6 月末：21 銘柄、400 億円
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 6 月～平成 24 年 8 月） 現行の時限的な非課税制度の下でも、海外投資家による振替機構債への投資が促進され、機構の資金調達の円滑化に寄与しているが、未だ恒久的なものではないことから、投資家層の厚みは形成途上にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 6 月～平成 28 年 3 月） ＜実現状況＞ 海外投資家による振替機構債の保有残高及び保有割合は、2010 年 6 月末には 1 銘柄・0.6 億円（0.0%）であったが、本非課税措置により、2012 年 6 月末には 21 銘柄・400.2 億円（0.23%）に増加している。 本制度が恒久化された際には、最低でも同程度の投資は見込まれる。また、恒久化により、これまで期限切れ後の課税リスクを懸念していた海外投資家の積極的な参加も予想されることから、海外投資家による振替機構債のさらなる保有が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 仮に非課税措置が廃止された場合、海外投資家による振替機構債への投資意欲が減退し、海外投資家による振替機構債の保有は段階的に減少することが予想されることから、今後の機構債の変なる安定消化や調達コストの低減といった非課税措置による効果が望めなくなり、ひいては、機構から資金の借り入れを行っている地方公共団体の資金調達環境等に悪影響を及ぼすと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月） 税収減はないと見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地方公共団体金融機構は、法律に基づき全都道府県及び全市区町村から出資を受けて設立された地方共同法人であり、債券を発行して資金を一括して調達し、個々の都道府県及び市区町村に対して長期かつ低利の資金を融通することを法律上の目的としていることから、機構債は、地方公共団体が発行する地方債と同等のものといえる。</p> <p>海外投資家が受け取る振替地方債の利子等については既に平成 20 年 1 月より非課税制度が恒久化されているが、振替地方債と同様の性質を有する振替機構債においても、海外投資家による保有を拡大するために、非課税措置を恒久化することは妥当である。</p> <p>二国間における租税条約だけでは、適用対象者が限定されており、適用のための手続きも煩雑である等の理由により十分な措置とはいえないことから、振替地方債並びで租税特別措置法による非課税措置を恒久化することについては妥当である。</p> <p>また、達成目標である海外投資家による振替機構債の保有割合の水準を少なくとも維持し、機構の資金調達の更なる円滑化を図るためには、現在の時限的な非課税措置を恒久化することで期限切れ後の課税リスクをなくし、海外投資家にとって投資しやすい環境の整備を促進する必要がある。</p> <p>なお、現在の時限的な措置は平成 25 年 3 月 31 日までであるため、仮に平成 25 年度税制改正において実現されなかった場合、期限切れによる課税リスクが現実のものとなり、機構の資金調達環境等に悪影響を及ぼすと考えられるため、本改正において恒久化を実現する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特になし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>そもそも機構は地方公共団体自らが出資して設立した地方共同法人であるとともに、現在の非課税措置が恒久化されることによって、海外投資家による振替機構債への投資が一層促進され、機構の資金調達の更なる円滑化が図られれば、地方公共団体はより低利での機構資金の借入れが可能となる。</p>
10	有識者の見解	特になし	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	特になし	

振替機構債に係る非課税制度の適用実績（国税）

		平成 22 年度	平成 23 年度
機構債の非居住者等保有残高	A	945.2 億円	497.0 億円
債券利息		1.493%	1.457%
（該当年度決算の実質債券利息）	B		
利子所得 $C=A \times B$		14.1 億円	7.2 億円
非居住者等の源泉徴収額（所得税）		2.1 億円	1.1 億円
	$C \times 15\%$		

振替機構債に係る非課税制度の将来推計（国税）

	平成 24 年度以降 /単年度分
機構債の非居住者等保有残高（H22.6～ H24.7 末の月末平均残高）	527 億円
	A
債券利息（H22 年度及び H23 年度決算の実 質債券利息平均）	1.475%
	B
利子所得 $C=A \times B$	7.7 億円
非居住者等の源泉徴収額（所得税）	1.2 億円
	$C \times 15\%$

振替機構債に係る非課税制度の適用実績（地方税）

		平成 22 年度	平成 23 年度
機構債の非居住者等保有残高	A	945.2 億円	497.0 億円
債券利息		1.493%	1.457%
(該当年度決算の実質債券利息)	B		
利子所得 $C=A \times B$		14.1 億円	7.2 億円
非居住者等の源泉徴収額（個人住民税）		0.7 億円	0.4 億円
	$C \times 5\%$		

振替機構債に係る非課税制度の将来推計（地方税）

	平成 24 年度以降 /単年度分
機構債の非居住者等保有残高（H22.6～ H24.7 末の月末平均残高）	527 億円
A	
債券利息（H22 年度及び H23 年度決算の実 質債券利息平均）	1.475%
B	
利子所得 $C=A \times B$	7.7 億円
非居住者等の源泉徴収額（個人住民税）	0.4 億円
	$C \times 5\%$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (国税：6)(法人税：義)
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む)：期限なし ・増加型・高水準型：平成25年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略：平成24年7月閣議決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>・ 利用実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><総額型></p> <p>平成21年度 5,628事業年度（3,392事業年度）</p> <p>平成22年度 6,640事業年度（4,029事業年度）</p> <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p> <p><総額型控除上限20%→30%を活用する企業></p> <p>平成21年度 1,127事業年度（733事業年度）</p> <p>平成22年度 1,722事業年度（1,269事業年度）</p> <p>（平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計）</p> <p>・ 将来推計</p> <p><総額型></p> <p>平成23年度見込み 6,475事業年度（3,783事業年度）</p> <p>平成24年度見込み 6,775事業年度（3,783事業年度）</p> <p>平成25年度見込み 6,719事業年度（3,584事業年度）</p> <p>（平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計）</p> <p><総額型控除上限20%→30%を活用する企業></p> <p>平成25年度見込み 1,616事業年度（1,051事業年度）</p> <p>（平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計）</p> <p>・ 利用業種</p> <p>下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p>【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1" data-bbox="544 1137 1281 1715"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																					
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
		② 減収額	<p>・ 減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><総額型></p> <p>平成21年度 2,432億円（125億円）</p> <p>平成22年度 3,502億円（165億円）</p> <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）</p>																																				

<総額型のうち、控除上限20%→30%>
 平成21年度 342億円(9億円)
 平成22年度 460億円(12億円)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・将来推計
 <総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)>
 平成23年度見込み 3,735億円(131億円)
 平成24年度見込み 3,760億円(120億円)
 平成25年度見込み 4,178億円(126億円)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

<総額型のうち、控除上限20%→30%>
 平成25年度見込み 589億円(11億円)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)
 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：％）

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年度～平成34年度）

平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした（※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算。）

<控除上限型>

平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果

- ・減収額：589億円程度
- ↓（マクロモデルによる計算）
- ・GDP押し下げ影響：約3,596億円

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成25年度～平成34年度）

経済波及効果の試算（※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算）

<今回要望：控除上限20%→30%>

- ・平成25年度減収額（大企業579億円、中小企業11億円）
- ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果
- 大企業：1.49倍
- 中小企業：1.41倍
- ・研究開発投資押上げ額
- 大企業：863億円（579億円×1.49倍）
- 中小企業：15.5億円（11億円×1.41倍）
- ↓ GDP押し上げ効果（マクロモデルによる計算）
- 大企業：3,532億円
- 中小企業：64億円

			<p>・平成25年度の控除上限引上げ（20%→30%）による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：<u>3,596億円</u></p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（75.3%、主要国中トップ） ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い（98.2%）、 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。 ・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税 8) (法人住民税：義)
2	要望の内容	・ 制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・ 要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の 20% → 30%) の地方税への適用
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 60 年度 創設(税額控除率 6%) 昭和 63 年度 2 年間延長 平成 2 年度 3 年間延長 平成 5 年度 2 年間延長 平成 7 年度 2 年間延長 平成 9 年度 1 年間延長 平成 10 年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成 11 年度 1 年間延長 平成 12 年度 1 年間延長 平成 13 年度 1 年間延長 平成 14 年度 1 年間延長 平成 15 年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の 3% 上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成 18 年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)の拡充 税額控除率 3% 上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成 20 年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の 10% 超過に係る税額控除の選択制の追加 平成 22 年度 2 年間延長(上乗せ措置) 平成 24 年度 2 年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・ 総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・ 増加型・高水準型: 平成 25 年度末まで
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4% 以上にする。 ----- 《政策目的の根拠》 「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4% 以上にする。」 (日本再生戦略: 平成 24 年 7 月閣議決定) 「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示): 平成 22 年 11 月 29 日決定)
	① 政策目的及びその根拠	

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 V 情報通信（ICT政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成21年度 7,172事業年度（4,411事業年度） 平成22年度 8,508事業年度（5,313事業年度） 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>（参考） 国税（総額型）における利用実績 平成21年度 5,628事業年度（3,392事業年度） 平成22年度 6,640事業年度（4,029事業年度） 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>国税（総額型控除上限20%→30%）における利用実績 平成21年度 1,127事業年度（733事業年度） 平成22年度 1,722事業年度（1,269事業年度） 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>国税及び本租特（地方税）を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度</p> <p>したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p>

主な業種の本租特利用実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円

平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円

平成24年度見込み 21億円

平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)

平成22年度 3,726億円(174億円)

【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み (うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)

平成24年度見込み 3,938億円(126億円)

平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考) 国税のうち、総額型における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 663億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査」より推計】

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成17年～平成21年）

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：％）

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年度～平成34年度）

増加型・高水準型相当分：

中小企業庁アンケート調査結果（平成24年度）より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。）

・平成25年度地方税における減収額 11.9億円

↓（マクロモデルによる計算）

・10年間（平成25～平成34年度）累計のGDP押し下げ影響：11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果（平成25年度～平成34年度の累計）は約11.1億円

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成25～34年度）

経済波及効果の試算（※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく）

		<p>【研究開発税制今回要望：控除上限20%→30%（国税）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度減収額 （大企業579億円、中小企業11億円） ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業：1.49倍 中小企業：1.41倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業：863億円（579億円×1.49倍） 中小企業：15.5億円（11億円×1.41倍） ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） 大企業：3,532億円 中小企業：64億円 ・平成25年度の控除上限引上げ（20%→30%）による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果： <u>3,596億円</u> <p>※地方税部分（要望措置の適用時）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度国税減収額 11億円 ↓ 地方税に換算：0.173倍 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度での地方税減収額：1.9億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果：1.41倍 ・研究開発投資押上げ額：2.6億円（1.9億円×1.41倍） ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）：11.1億円 ・10年間（平成25～平成34年度）累計のGDP押上げ効果（地方税分）：約11.1億円
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く（75.3%。主要国中トップ） ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い（98.2%）、 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているということが出来る。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>

	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例 (国税7)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで)</p> <p>昭和60年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>昭和62年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成元年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成3年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成5年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成7年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成9年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成11年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成13年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成15年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成17年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成19年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成21年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>[平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]</p> <p>平成23年度 適用期限延長(2年間)</p>
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>「5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」の「(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化」において、「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p>																									
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>159</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	組合数	13	12	9	15	13	16	組合員数	192	182	105	167	159	211				
区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																					
組合数	13	12	9	15	13	16																					
組合員数	192	182	105	167	159	211																					
		<p>② 減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,553</td> <td>1,695</td> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>302</td> <td>532</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	1,553	1,695	3,651	1,961	302	532													
FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																						
1,553	1,695	3,651	1,961	302	532																						
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度)</p> <p>技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度)</p> <p>1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%となっており、目標未達成ではあるが、平成24年度伸び率は+11.2%と回復基調となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>H24年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>31,567</td> <td>41,614</td> <td>30,562</td> <td>35,208</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>36</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>877</td> <td>800</td> <td>556</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>△8.8%</td> <td>△30.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21~24年度)</p> <p>租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)	事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208	組合数	36	52	55	57	1組合当たり事業費	877	800	556	618	対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)																							
事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208																							
組合数	36	52	55	57																							
1組合当たり事業費	877	800	556	618																							
対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%																							

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成25～34年度）</p> <p>○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約1.12倍となる。 ※経済産業省アンケート調査（H24年度）における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成25年度の単年度の減税（648百万円）により、10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同じの方法により試算。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずる必要がある。</p> <p>なお、平成21年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は高まっている。</p> <p>税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上（法人税法第46条）で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p> <p>また、出資制の法人は、「構成員の拠出金（資本金）が損益と無関係であるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の法人は、「構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳がある事により、課税関係が発生しない」状況であり、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設 (地方税4)(法人住民税・事業税:義、地方法人特別税:外)
2	要望の内容	郵便局ネットワークを通じた郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供する日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所に係る住民税、事業税及び地方法人特別税を非課税とする特例措置の創設。
3	担当部局	情報流通行政局郵政行政部企画課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	過疎地における日本郵便株式会社の営業所の設置が義務付けられている間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>1 郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持 2 郵便局ネットワークの水準の維持</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(日本郵便株式会社法第5条)</p> <p>会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。</p> <p>(同法第6条第1項)</p> <p>会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎地域における住民の需要に適切に対応するため、当該地域における郵便局ネットワーク水準を維持する(過疎地における日本郵便株式会社の営業所の設置が義務付けられている間)。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地における営業所数</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>過疎地域において郵便局を維持することにより、郵便及び金融のユニバーサルサービスと郵便局ネットワーク水準の維持を図る。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>日本郵便株式会社 約 5,500 営業所（平成 25 年度） （過疎地における営業所数が維持できていると仮定した場合であり、現時点における対象営業所数。過疎地における営業所の設置が義務づけられている間においては、毎年同様。）</p>
		② 減収額	<p>住民税：1,036 百万円（平成 25 年度） 事業税：1,667 百万円（平成 25 年度） 地方法人特別税：358 百万円（平成 25 年度）</p> <p>（平成 23 年度における当該適用営業所に係る税額を集計（過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間、対象となる営業所数が維持できていると仮定した場合、営業所数が一定となるため、減収額は各年度同額））</p> <p>① 法人住民税 （法人税割）平成 23 年度課税標準×（過疎地従業者数／全従業者数）×標準税率＝減収見込額 （均等割）市町村従業者数(50 人超)－過疎地従業者数 ≤ 50 人 となる市町村について、 1 市町村あたり 259 万円（※ 259 万円＝300 万円－41 万円）</p> <p>② 法人事業税(所得割、付加価値割、資本割) 平成 23 年度課税標準の 2 分の 1×{(過疎地従業者数／全従業者数)+(過疎地事務所等数／全事務所等数)}×標準税率＝減収見込額</p> <p>③ 地方法人特別税 法人事業税の所得割について②により算出した過疎地分 ×148%＝減収見込額</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>日本郵便株式会社法第 6 条第 1 項等の規定により、地域住民の需要に適切に対応することができるようにするなどの基準により設置が義務付けられている営業所が設置され、過疎地においても郵便局ネットワーク水準が維持される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>本措置により、日本郵便株式会社の過疎地における営業所が今後も設置され、過疎地においても郵便局ネットワーク水準が維持される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>日本郵便株式会社の経営状況の改善に影響を及ぼす。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：過疎地における日本郵便株式会社による営業所の設置が義務付けられている間）</p> <p>農協等の営業所が過疎地から撤退している状況において、当該措置によって日本郵便株式会社の営業所維持負担を軽減し、営業所を当該地域に安定的に設置されることは税収減があったとしても、地域に大きく貢献する。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、過疎地における住民の需要に適切に対応するため、当該地域での郵便局ネットワーク水準の維持を支援する措置であり、他の予算措置等は存在せず、当該措置で支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の予算措置等は存在せず、過疎地域での郵便局ネットワークの維持を支援するためには当該措置が適当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農協等の営業所が過疎地から撤退している状況において、当該措置によって日本郵便株式会社の営業所維持負担を軽減し、営業所を当該地域に安定的に設置されることは、課税団体である地方自治体にとっても大きな意義を有するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—